介護老人保健施設　短期入所療養介護利用約款

（約款の目的）

第１条　介護老人保健施設高根沢シルバーホーム（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、短期入所療養介護を提供し、一方、利用者および利用者代理人（以下「代理人」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

（適用期間）

第２条　本約款は、利用者が介護老人保健施設短期入所療養介護利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。ただし、代理人に変更があった場合は、新たに
同意を得ることとします。

２　利用者は、前項に定める事項の変更が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

（利用者からの解除）

第３条　利用者および代理人は、当施設に対し、退所の意思表明をすることにより、利用者の居宅介護サービス計画にかかわらず、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者および代理人は、速やかに当施設および利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。

（当施設からの解除）

第４条　当施設は、利用者および代理人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

①　利用者が要介護認定において自立または要支援１・２と認定された場合
②　利用者の居宅介護サービス計画で定められた当該利用日数を満了した場合
③　利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所療養介護サービスの提供を超えると判断された場合
④　利用者および代理人が、本約款に定める利用料金を１か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず３０日間以内に支払われない場合
⑤　利用者または代理人が、当施設、当施設の職員または他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為または反社会的行為を行った場合
⑥　天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

（利用料金）

第５条　利用者および代理人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく短期入所療養介護サービスの対価として、重要事項説明書の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額および利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。ただし、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

２　当施設は、利用者および代理人に対し、前月料金の合計額の請求書および明細書　を、毎月１６日頃に郵送します。利用者および代理人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は銀行口座引落しもしくは銀行振込とします。

３　当施設は、利用者または代理人から、１項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者または代理人に対して、領収書を発行します。

（記録）
第６条　当施設は、利用者の短期入所療養介護サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後５年間は保管します。
２　当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。ただし、代理人その他の者に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。
（身体の拘束等）
第７条　当施設は、利用者の意思および人格を尊重し、原則として利用者に対し身体拘束を行ないません。ただし、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態および時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。
（虐待の防止）
第８条　当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講じるものとします。
（ハラスメント対策）
第９条　適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる
性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当　な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するため、方針　の明確化等の必要な措置を講じるものとします。
（秘密の保持）
第１０条　当施設とその職員は、業務上知り得た利用者または代理人もしくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、情報提供については、別紙個人情報の取り扱いに基づいて、当施設は、利用者および代理人から、予め同意を得た上で行なうこととします。
２　前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。
（緊急時の対応）
第１１条　当施設は、利用者に対し、当施設の医師の医学的判断により受診が必要と認める場合、協力医療機関または協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
２　当施設は、利用者に対し、当施設における短期入所療養介護での対応が困難な状態、または、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
３　前２項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者および代理人が指定する者に対し、緊急に連絡します。
（要望または苦情等の申出）
第１２条　利用者および代理人は、当施設の提供する短期入所療養介護サービスに対しての要望または苦情等について、担当窓口である支援相談員に申し出ることができ、または、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。（賠償責任）
第１３条　短期入所療養介護サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。
２　利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者および代理人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。
（利用契約に定めのない事項）
第１４条　この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者または代理人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

介護老人保健施設　高根沢シルバーホーム　重要事項説明書

（令和８年８月１日現在）

１．施設の概要

（１）施設の名称等

・施設名　介護老人保健施設　高根沢シルバーホーム

・開設年月日　平成９年５月６日

・所在地　栃木県塩谷郡高根沢町大字石末１００５番地８

・電話番号　０２８－６７５－７８７７

・ファックス番号　０２８－６７５－７７７８

・管理者名　施設長　花井　滋

・介護保険指定番号　介護老人保健施設（０９５２６８００２３号）

（２）介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、１日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者が居宅での生活を１日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

［介護老人保健施設高根沢シルバーホームの運営方針］

「法の基本理念に基づき、利用者を敬愛し、生きがいのある生活が営み得るよう処遇に万全を期するものとする。」

（３）施設の職員体制

職　種	定　数	夜　勤
・施設長	１名	
・医　師	１名	
・介護支援専門員	１名以上	
・支援相談員	１名以上	
・看護職員	７．７名以上	１名
・介護職員	１９．１名以上	２名
・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士	１名以上	
・薬剤師	０．３名以上	
・事務員	１名以上	
・管理栄養士	１名以上	
・その他		

（４）入所定員等　・定員　８０名

・療養室　個室　８室、４人室　１８室

２． 短期入所療養介護の概要

短期入所療養介護は、要介護者の居宅等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的および精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、利用者・利用者代理人の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

３． サービス内容

① 短期入所療養介護計画の立案

② 食事サービス・栄養状態の管理

朝食　　７時４５分～

昼食　１２時００分～

夕食　１８時００分～

＊食事は原則として食堂でおとりいただきます。

栄養状態の管理・食事相談に対応します。

③ 入浴サービス（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応いた　　します。）

④ 医学的管理・看護サービス・衛生管理

⑤ 介護サービス

⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）

⑦ 相談援助サービス

⑧ 送迎の地域については、当施設より高根沢町内および芳賀町下高根沢・芳志戸・八ツ木・上稲毛田・祖母井の一部、さくら市氏家、那須烏山市鴻野山・福岡・八千代・南大和久までの地域とし、詳細については個別に対応します。

⑨ 利用者が選定する特別な食事の提供

⑩ 理美容サービス（原則月１回以上実施します。）

⑪ その他

＊ これらのサービスのなかには、利用者から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

４． 虐待の防止について

当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講じるものとします。

５．利用料金（別紙料金表のとおり）

（１） 基本料金

利用者負担は、以下の単位数をもとに下記の計算方法により算出いたします。

利用者負担

＝総単位数×１．０９７処遇改善加算率(Ⅰ)ロ　９．７％×地域区分単価(１０．００)

－保険者負担（１０割－利用者負担割合※1)

※1）利用者負担割合については、各市区町村より通知される介護負担割合をご確認ください。

（２） その他の料金

その他（利用者が選定する特別な食事の費用、日常生活品費、教養娯楽費等）は、別途ご請求いたします。

（３） 支払い方法

- 毎月１６日頃に、前月分の請求書を郵送します。
- お支払い方法は、銀行口座（ただし、栃木県内に本店のある金融機関に限る）よりの引落しもしくは銀行振込等となります。なお、銀行口座引落しの場合は、引落し手数料は当施設負担としますが、振込によるお支払いの場合の振込手数料は契約者様負担となります。
- 銀行口座よりの引落しは毎月２２日に行われ、銀行振込の場合は毎月末日までにお振込ください。入金の確認が取れましたら、領収書を作成し、翌月の請求書と一緒に郵送します。なお、利用開始月については手続きの関係上、銀行振込をお願いする場合があります。

６．協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

＜協力医療機関＞

- 名　称　　高根沢中央病院
- 所在地　　塩谷郡高根沢町光陽台３－１６－１

・名　称　　宇都宮東病院

・所在地　　宇都宮市平出町３６８－８

＜協力歯科医療機関＞

- 名　称　　中津川歯科クリニック
- 所在地　　塩谷郡高根沢町宝積寺２３８８-３

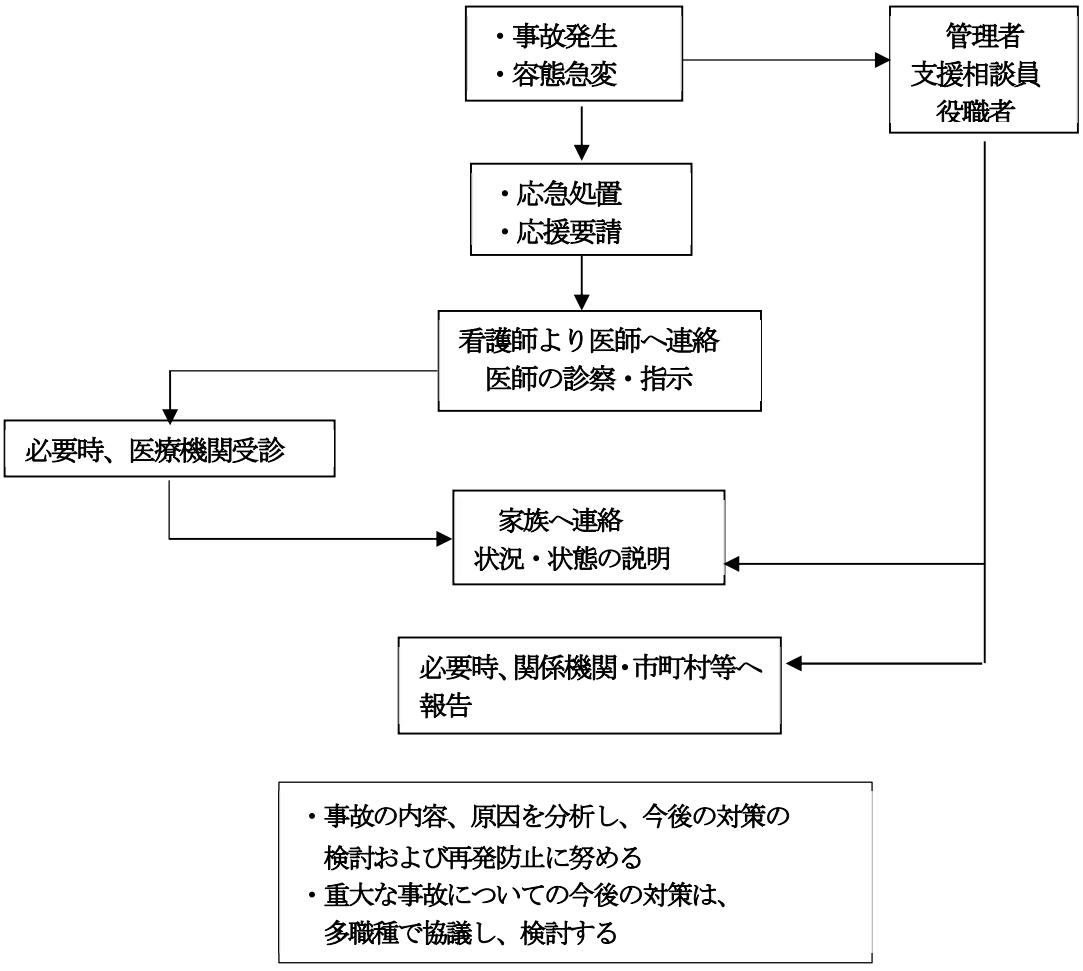
7．施設利用に当たっての留意事項

① 事務所窓口の対応およびお問い合わせは、原則９時００分から１７時３０分となります。ただし、緊急時は上記時間以外でも対応可能です。
② 洗濯物の対応等は正面玄関が開いている７時００分から２０時３０分まで可能です。
③ 面会については、別紙をご参照ください。
④ 緊急で短期入所療養介護の利用を必要とする場合の受け入れも行っています。
⑤ 敷地内は禁煙です。
⑥ 食品の持ち込みは、衛生管理上禁止とさせていただきますが、諸事情によって特別な対応が必要な利用者については、応相談とさせていただきます。
⑦ 飲酒は施設長の許可を得て、施設の行事で提供した時のみに限定させていただきます。
⑧ 火気の取扱いは原則として禁止いたします。
⑨ 設備・備品の利用はサービスステーションの担当者にご相談ください。
⑩ 所持品・備品等の持ち込みは身の回り品を原則としますが、それ以外はサービスステーションの担当者にご相談ください。
⑪ 金銭・貴重品の管理の代行は原則として行いません。
⑫ 宗教活動は他利用者の迷惑にならない範囲で認めています。
⑬ ペットの持ち込みは出来ません。

8．緊急・事故発生時

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた緊急連絡先に連絡します。

【 事故発生・急変時の対応・手順 】



９．非常災害対策

・防災設備　スプリンクラー　各階　非常通報装置　各階ｻｰﾋﾞｽｽﾃｰｼｮﾝ内
屋内消火栓　各階　ガス漏れ報知器　厨房内
消火器　各階

・防災訓練　年２回以上

・業務継続計画の策定

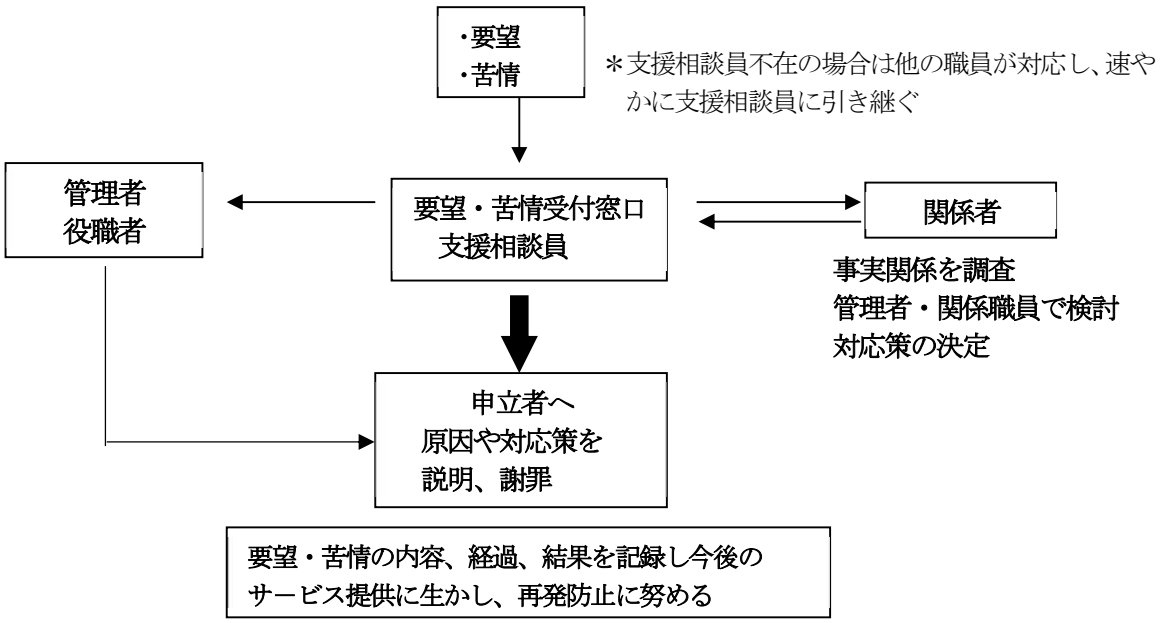
感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、非常時の体制での早期業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていきます。

１０．要望および苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（電話０２８－６７５－７８７７）

また、要望や苦情なども、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。そのほか、１階に備えつけられた「ご意見箱」をご利用ください。

【　要望・苦情発生時の対応・手順　】



＜行政機関その他苦情受付機関＞

高根沢町役場　健康福祉課

郵便番号　３２９－１２９２

所 在 地　高根沢町石末２０５３

Ｔ Ｅ Ｌ　０２８－６７５－８１０５

Ｆ Ａ Ｘ　０２８－６７５－８９８８

栃木県国民健康保険団体連合会　介護福祉課介護サービス担当

郵便番号　３２０－００３３

所 在 地　宇都宮市本町３番地９　栃木県本町合同ビル６階

Ｔ Ｅ Ｌ　０２８－６４３－２２２０

Ｆ Ａ Ｘ　０２８－６７５－８９８８

１１．提供サービスに対する第三者評価の実施状況

当施設では第三者評価は実施しておりません。

１２．その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

令和８年８月

栃木県塩谷郡高根沢町大字石末１００５番地８

介護老人保健施設　高根沢シルバーホーム

TEL　０２８－６７５－７８７７

1割

施設療養費自己負担額料金表
（短期入所療養介護）

令和8年11月

●介護保険サービス分　（総額表示方式）

介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）【基本型】				
要介護度	多床室1日あたり（ⅲ）		個室1日あたり（ⅰ）	
	単位数	料金	単位数	料金
要介護1	830 単位	830 円	753 単位	753 円
要介護2	880 単位	880 円	801 単位	801 円
要介護3	944 単位	944 円	864 単位	864 円
要介護4	997 単位	997 円	918 単位	918 円
要介護5	1,052 単位	1,052 円	971 単位	971 円

その他加算されるもの	単位数	料金
・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22 単位／日	22 円／日
・夜勤職員配置加算	24 単位／日	24 円／日
・個別リハビリテーション実施加算	240 単位／日	240 円／日
・送迎加算（片道につき）	184 単位／回	184 円／回
・生産性向上加算（Ⅱ）	10 単位／回	10 円／回
・療養食加算	8 単位／回	8 円／回
・認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 単位／日	200 円／日
・緊急短期入所受入加算	90 単位／日	90 円／日
・緊急時治療管理1	518 単位／日	518 円／日
・重度療養管理加算Ⅰ	120 単位／日	120 円／日
・重度療養管理加算Ⅱ	60 単位／日	60 円／日

＊1 上記の金額は下記の計算方法により算出しております。

総単位数×1.097（※）×地域区分単価（10.00）－保険者負担分（90％）

※1.097＝介護職員等処遇改善加算率（Ⅰ）ロ 9.7%

＊2 加算の有無によって、数字は変動します。

＊3 サービスの利用状況によって、合計額に差が生じます。

●自費分

利用料(基本額)	1日あたり	摘　　要
食費 (朝食)	700 円	朝食材料代及び調理費
食費 (昼食)	750 円	昼食材料代及び調理費
食費 (夕食)	700 円	夕食材料代及び調理費
滞在費(多床室)	450 円	多床室　水光熱費
滞在費(個　室)	2,000 円	個室　室料　水光熱費
教養娯楽費	200 円	行事・個別レク・クラブ活動参加費・材料費・写真プリント代等
日用品費 ※	300 円	入浴用タオル・ペーパー類・口腔ケア用品・保湿クリーム等

※ 個別対応も可能ですが、衛生管理等の面から鑑み皆様ご協力くださいますようお願い申し上げます。

低所得者の軽減措置			
利用者負担段階	1日あたりの負担限度額		
	食　費	滞在費(多床室)	滞在費(個室)
第1段階	300 円	0 円	550 円
第2段階	600 円	430 円	550 円
第3段階①	1,030 円	430 円	1,370 円
第3段階②	1,360 円	430 円	1,470 円

＊4 食費と滞在費に関しては、世帯所得に応じた軽減措置があります。詳細は市町村の担当窓口にお問い合わせください。

その他の加算されるもの

- 洗濯代　　250 円／回　　150 円／枚
- 送迎費用　　50 円／通常の送迎区域を越え1kmあたり
- その他(利用者が選定する特別な食事の費用)

医療法人 北斗会
介護老人保健施設 高根沢シルバーホーム
〒329-1225　高根沢町石末1005-8
TEL　028－675－7877

2割

施設療養費自己負担額料金表
（短期入所療養介護）

令和8年11月

●介護保険サービス分　（総額表示方式）

介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）【基本型】				
要介護度	多床室1日あたり（iii）		個室1日あたり（ｉ）	
	単位数	料金	単位数	料金
要介護1	1,660 単位	1,660 円	1,506 単位	1,506 円
要介護2	1,760 単位	1,760 円	1,602 単位	1,602 円
要介護3	1,888 単位	1,888 円	1,728 単位	1,728 円
要介護4	1,994 単位	1,994 円	1,836 単位	1,836 円
要介護5	2,104 単位	2,104 円	1,942 単位	1,942 円

その他加算されるもの	単位数	料金
・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	44 単位／日	44 円／日
・夜勤職員配置加算	48 単位／日	48 円／日
・個別リハビリテーション実施加算	480 単位／日	480 円／日
・送迎加算（片道につき）	368 単位／回	368 円／回
・生産性向上加算（Ⅱ）	20 単位／回	20 円／回
・療養食加算	16 単位／回	16 円／回
・認知症行動・心理症状緊急対応加算	400 単位／日	400 円／日
・緊急短期入所受入加算	180 単位／日	180 円／日
・緊急時治療管理1	1,036 単位／日	1,036 円／日
・重度療養管理加算Ⅰ	240 単位／日	240 円／日
・重度療養管理加算Ⅱ	120 単位／日	120 円／日

＊1 上記の金額は下記の計算方法により算出しております。

総単位数×1.097（※）×地域区分単価（10.00）－保険者負担分（80％）

※1.097＝介護職員等処遇改善加算率（Ⅰ）ロ 9.7%

＊2 加算の有無によって、数字は変動します。

＊3 サービスの利用状況によって、合計額に差が生じます。

●自費分

利用料(基本額)	1日あたり	摘　　要
食費 (朝食)	700 円	朝食材料代及び調理費
食費 (昼食)	750 円	昼食材料代及び調理費
食費 (夕食)	700 円	夕食材料代及び調理費
滞在費(多床室)	450 円	多床室　水光熱費
滞在費(個　室)	2,000 円	個室　室料　水光熱費
教養娯楽費	200 円	行事・個別レク・クラブ活動参加費・材料費・写真プリント代等
日用品費 ※	300 円	入浴用タオル・ペーパー類・口腔ケア用品・保湿クリーム等

※ 個別対応も可能ですが、衛生管理等の面から鑑み皆様ご協力くださいますようお願い申し上げます。

低所得者の軽減措置			
利用者負担段階	1日あたりの負担限度額		
	食　費	滞在費(多床室)	滞在費(個室)
第1段階	300 円	0 円	550 円
第2段階	600 円	430 円	550 円
第3段階①	1,030 円	430 円	1,370 円
第3段階②	1,360 円	430 円	1,370 円

＊4 食費と滞在費に関しては、世帯所得に応じた軽減措置があります。詳細は市町村の担当窓口にお問い合わせください。

その他の加算されるもの

- 洗濯代　　250 円／回　　150 円／枚
- 送迎費用　　50 円／通常の送迎区域を越え1kmあたり
- その他(利用者が選定する特別な食事の費用)

医療法人 北斗会
介護老人保健施設 高根沢シルバーホーム
〒329-1225　高根沢町石末1005-8
TEL　028－675－7877

3割

施設療養費自己負担額料金表
（短期入所療養介護）

令和8年11月

●介護保険サービス分　　（総額表示方式）

介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）【基本型】				
要介護度	多床室1日あたり（iii）		個室1日あたり（ｉ）	
	単位数	料金	単位数	料金
要介護1	2,490 単位	2,490 円	2,259 単位	2,259 円
要介護2	2,640 単位	2,640 円	2,403 単位	2,403 円
要介護3	2,832 単位	2,832 円	2,592 単位	2,592 円
要介護4	2,991 単位	2,991 円	2,754 単位	2,754 円
要介護5	3,156 単位	3,156 円	2,913 単位	2,913 円

その他加算されるもの	単位数	料金
・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	66 単位／日	66 円／日
・夜勤職員配置加算	72 単位／日	72 円／日
・個別リハビリテーション実施加算	720 単位／日	720 円／日
・送迎加算（片道につき）	552 単位／回	552 円／回
・生産性向上加算（Ⅱ）	30 単位／回	30 円／回
・療養食加算	24 単位／回	24 円／回
・認知症行動・心理症状緊急対応加算	600 単位／日	600 円／日
・緊急短期入所受入加算	270 単位／日	270 円／日
・緊急時治療管理1	1,554 単位／日	1,554 円／日
・重度療養管理加算Ⅰ	360 単位／日	360 円／日
・重度療養管理加算Ⅱ	180 単位／日	180 円／日

＊1 上記の金額は下記の計算方法により算出しております。

総単位数×1.097（※）×地域区分単価（10.00）－保険者負担分（70％）

※1.097＝介護職員等処遇改善加算率（Ⅰ）ロ 9.7%

＊2 加算の有無によって、数字は変動します。

＊3 サービスの利用状況によって、合計額に差が生じます。

●自費分

利用料(基本額)	1日あたり	摘　　要
食費 （朝食）	700 円	朝食材料代及び調理費
食費 （昼食）	750 円	昼食材料代及び調理費
食費 （夕食）	700 円	夕食材料代及び調理費
滞在費(多床室)	450 円	多床室　水光熱費
滞在費(個　室)	2,000 円	個室　室料　水光熱費
教養娯楽費	200 円	行事・個別レク・クラブ活動参加費・材料費・写真プリント代等
日用品費 ※	300 円	入浴用タオル・ペーパー類・口腔ケア用品・保湿クリーム等

※ 個別対応も可能ですが、衛生管理等の面から鑑み皆様ご協力くださいますようお願い申し上げます。

低所得者の軽減措置			
利用者負担段階	1日あたりの負担限度額		
	食　費	滞在費(多床室)	滞在費(個室)
第1段階	300 円	0 円	550 円
第2段階	600 円	430 円	550 円
第3段階①	1,030 円	430 円	1,370 円
第3段階②	1,360 円	430 円	1,370 円

＊4 食費と滞在費に関しては、世帯所得に応じた軽減措置があります。詳細は市町村の担当窓口にお問い合わせください。

その他の加算されるもの

- 洗濯代　　250 円／回　　150 円／枚
- 送迎費用　　50 円／通常の送迎区域を越え1kmあたり
- その他(利用者が選定する特別な食事の費用)

医療法人 北斗会
介護老人保健施設 高根沢シルバーホーム
〒329-1225　高根沢町石末1005-8
TEL　028－675－7877